

平成19年度丸亀市包括外部監査の結果
に基づき講じた措置及び同結果に付され
た意見への対応内容

平成20年8月

丸 亀 市 監 査 委 員

丸亀市監査委員公表第3号

平成19年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置及び同結果に付された意見の対応について、丸亀市長から通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成20年8月1日

丸亀市監査委員 大岡正典

丸亀市監査委員 高木新仁

目 次

丸亀市の構造的将来財政負担要因（人件費・教育関連事業を中心として）

包括外部監査の結果に基づき講じた措置及び同結果に付された意見への対応について

(1) 都市経済部 住宅課	1 ~ 10
(2) 生活環境部 人権課	11 ~ 12
(3) 健康福祉部 福祉課	13

なお、包括外部監査の結果及び意見、講じた措置及び対応状況については、原文を掲載しておりますが、内容等詳細については、丸亀市ホームページの「監査」、「包括外部監査」の「平成19年度丸亀市包括外部監査報告書」をご参照ください。

平成 19 年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置及び同結果に付された意見への対応について

都市経済部 住宅課

区分	番号	監査の結果・意見	措置及び対応状況	備考
結果	1	生活保護被保護世帯で、住宅扶助費を受給している入居者の減免は実効性がなく、不適當である。	生活保護被保護世帯で、1件家賃減免していた事例がありましたが、保護が開始された前に家賃減免していたものであり、現在は減免対象者から除外しています。	報告書 P95
結果	2	住替えされている住宅での過去の承継が妥當であったかを確認したところ、11番については、近親者ではあるが、同居していたことによる承継であることが確認できなかった。この承継は、住替え前の団地が住替え勸奨の対象となって以降に行われた兄妹による承継であり、普通に考えれば承継せずに空室とすることが市の方針にはなっているため、同居の有無など承継の妥當性は十分確認されたと思われるが、またヒアリングによると、書面が古くて残されていなかったためとのことであり、規程外の承継ではないと思われるが、これらの記載が行われていないこと自体には手続き上の問題がある。	11番のケースは、入居当初より同居していたと思われる兄妹による承継であると考えられますが、入居当時の書類が残っていないことにより、詳細は不明であります。書類が残されていないことに問題があると考えますし、これらの記載が行われていないこと自体には手続き上の問題があるので、今後は事務手続きを改善してまいります。	報告書 P110
結果	3	<ul style="list-style-type: none"> 現在の運用方法から、負担すべき損傷部分も負担しないで退去することが多く、優遇される結果となっている。公営住宅をきれいに使おうというインセンティブも失われる。 増築等の現状復帰費用は入居者が負担することが原則であるが、行われていない場合がある。用途廃止のため、取り壊される場合も、増築部分の取り壊し費など、入居者の負担部分は徴収するべきであり、事情に応じて減免するという手続きが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 負担すべき損傷部分も負担しないで退去する人の現状復帰できていない分につきましては、住宅敷金を損害賠償金で処理するように改善します。 現在も増築部分の取り壊し費など、入居者に負担を求めています。今後より強く指導するとともに、入居の際に周知を徹底します。 	報告書 P119
結果	4	住宅と同様に、備品等も借主により撤去されるべきであった。	備品については、当時の経緯を調査し借主に撤去を求めています。	報告書 P131

区分	番号	監査の結果・意見	措置及び対応状況	備考
結果	5	<p>契約の内容自体は、(1)の駐車場とは異なり、住宅の一部が建設されているなど、その用地がなければ市営住宅として運営できない状況にあった土地に対して、通常の2年更新の土地賃貸借契約が妥当であったか、また当初の経緯だけではなく、口約束による賃料更新の根拠が不明であること、については市が行う契約事務としては妥当ではなかった。</p>	<p>指摘されている土地については、平成20年度にて所有者に返還し、又これで市営住宅用借地は全てなくなります。今後新たに土地賃貸借が発生した場合は、十分検討して対処いたします。</p>	報告書 P 133
結果	6	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の除却工事の分割根拠が不明確である。分割することにより、入札によらないこととなり、2社に発注されている。分割の根拠、随意契約業者選定の基準が曖昧である。 ・増築部分の撤去費132万円は、本来入居者に請求されるべきものである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・除却工事については、住宅退去時期がづれていたため2社に発注していますが、随意契約については、根拠及び業者選定の基準を精査した上で発注するように努めます。 ・指摘のとおり増築部分の撤去費は、本来入居者に請求されるべきものです。しかし、入居者が高齢になっているため死亡されたり資力がないとの理由により、現在の状況となっております。 	報告書 P 154
結果	7	<p>契約及び規程上は、滞納の場合の延滞利息(10.9%)の定めがあるが、催告の段階から記載されておらず、請求・収納された実績は残されていない。回収可能性が期待できず、実効性がないことから実施されていないが、規程にある以上、請求するか、請求しない場合は延滞利息を請求しない理由を記載するようにする必要がある。</p>	<p>住宅新築資金貸付金に係る意見であるため、人權課の回答を参照。</p>	報告書 P 167

区分	番号	監査の結果・意見	措置及び対応状況	備考
意見	1	支援の依頼に対し、断られた場合に減免を検討する、という生活保護に準じた方法が妥当と思われる。	支援の依頼に対し、断られた場合に減免を検討していきま	報告書 P94
意見	2	このような理由から、減免事務にあたっては特に、生活保護の担当部署を中心に、必要と思われる福祉部署との連携が望まれる。	現在、生活保護の担当部署と連携をとり住宅業務に生かして	報告書 P94
意見	3	家賃等を滞納している入居者も、減免の対象から除外せず対象とするべきである。	家賃を減免するということは、入居者に有利な取扱いをすることでありますので、その事務処理において市税等の滞納がないことを求めています。	報告書 P94
意見	4	供給する対象を含め、個別の審査による入居を検討することが望まれる。	今回6月に募集する住宅に高齢者用及び母子用を用意し、より住宅困窮者に配慮するようにしております。	報告書 P99
意見	5	公募時毎に、公募戸数を決定した根拠資料の作成が望まれる。	平成20年度募集住宅から、公募戸数を決定した根拠資料を作成しております。	報告書 P100
意見	6	・特定公共賃貸住宅の稼働が低く、広報に今以上の工夫が望まれる。 ・市民ニーズと乖離している可能性があり、特に市単独事業の平山ハイツでは、多様な視点からの検討と対策が可能である。	市民に広く周知するために広報に掲載し、稼働率の向上に努めたい。	報告書 P104
意見	7	旧地域改善対策事業による住宅の空き室が多くなっており、他の政策とあわせて今後の方針決定が必要である。	他の市営住宅とあわせて今後の方向性を模索してまいります。	報告書 P104
意見	8	現在のところ、特に問題が表面化したケースはないが、次の点につき、退去手続きの再考が望ましい。 ・現状復帰の確認は、通常は、鍵返還後(退去後)に行われる。本来は、現状復帰確認後に退去手続きを行うべきである。現状復帰が行われず、長期間使用不能となる場合も、鍵の返還日までの家賃収納しか行われないことも不合理である。特に随時募集される特公賃住宅では、	現状復帰の確認後に、退去手続きをするように事務変更し、今以上に市営住宅の現状復帰を求めている。 また、現状復帰できていない分につきましては、住宅敷金を損害賠償金として徴するようにしていきます。 後日のトラブル防止のためにも、現状復帰の確認は、入居者立会いで行き、入居者が確認したことを書面に残すことを考え	報告書 P107

区分	番号	監査の結果・意見	措置及び対応状況	備考
		<p>入居可能日に影響する可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後日のトラブル防止のためにも、現状復帰の確認は、入居者立会いで行い、入居者が確認したことを書面に残し、サインをもらうことが望ましい。 ・点検表の記載内容 点検表には、退去者負担修繕を記載する欄があるが、退去者が入居中に増築・変更した部分は撤去してもらう必要があるので、変更の有無と撤去の方法を確認する欄を設けることが望ましい。 	ていきたい。	
意見	9	<p>前述の通り、入居者立会いを原則とし、そこで合格したら鍵を引き渡してもらい、退去したものと認めることが望ましい。また、この間の家賃は入居者負担とするべきである。</p>	<p>入居者立会いのもとで現状復帰の確認後に、退去手続きをするようにし、今以上に市営住宅の現状復帰を求めていきます。また、今現在も退去までの家賃負担は入居者に求めています。</p>	報告書 P 109
意見	10	<p>入居の起案書に、入居者の決定方法を記入することが望ましい。公募によらず入居させる場合は、特にその理由・条例の何条に該当か、を記載した起案を行い、承認を受けることが原則とするべきである。</p>	<p>現在、公募によらず入居させる場合は、その理由・条例の何条に該当するか、を記載した起案を行い、承認を受けています。</p>	報告書 P 109
意見	11	<p>公営住宅は住宅困窮者に対して住宅を供給する事業であり、居住権を認める性質のものではない。条例に定めた要件に該当する入居者のうち悪質なものから明渡し請求を行っていくべきである。</p>	<p>過去に明渡し請求を行ったことがあり、今後も条例に定めた要件に該当する入居者のうち悪質なものは明渡し請求を行っていきます。</p>	報告書 P 111
意見	12	<p>住替え勧奨にあわせ、債権回収手続きを規定どおり行う必要がある。増築部分取り壊し費用など、本来退去者が負担すべき金額を市が負担している。原則どおり本人負担とし、必要があれば補償金として支払うべきである。</p>	<p>現在、住替え勧奨にあわせ、債権回収手続きを規定どおり行い、住替えされた人で家賃滞納のある人はいません。増築部分取り壊し費用などは、原則本人負担ですので退去者及び住替え者に撤去するよう指導しています。</p>	報告書 P 113

区分	番号	監査の結果・意見	措置及び対応状況	備考
意見	13	厳密には運用が難しく、規定の趣旨は条例の規定がなくとも達成できると思われ、敷金・保証金に対応する資金管理、及び果実の還元に関する規定は、改正の検討が望ましい。	入居者の敷金・保証金の運用に係る利益金は、公営住宅法第18条第3項に入居者の共同の利便のために使用するとの規定があり、法の規定を受けて条例規定をしておりますので、今現在は改正の予定はありません。	報告書P114
意見	14	毎年行うべき照合は、任意に行われているが、システム使用規則など、何らかの規定により担当者が変わっても毎年必ず行われる体制にすること、不一致の場合の原因調査も含め規定化することが望まれる。住宅課では、現在管理システムの更新を検討中であるが、敷金保証金の現在高管理も同時に行えるシステムとすることが望まれる。	平成21年度実施予定の大幅な家賃制度変更に対応するため、新管理システムの導入を進めており、敷金保証金の現在高管理につきましても同時に行えるシステムとしていきます。また、毎年行うべき照合は、担当者が代わっても毎年必ず行える体制を作っていきます。	報告書P116
意見	15	住替え時にも、一旦返金のうえ、入居時に同額が入金されているが、システム上の振替で足りると思われる。	会計処理上振替はできないとのことであります。	報告書P117
意見	16	敷金の額は入居時家賃に対する3ヶ月分が徴収され、退去まで据え置かれるが、家賃の増減にあわせ、徴収・返還する制度の検討が望まれる。	家賃の増減にあわせ、敷金を徴収・返還する制度は、検討の結果実施してのメリットよりも事務の煩雑さが増し入居者の負担も増えると考えています。	報告書P117
意見	17	・ガイドラインと民間の管理シートを参考に、一定の目安を設け、退去時の相互確認とともに、敷金から入居者責任部分を差し引くシステムとすること、また必要額が敷金を超えた場合は請求する実務をとることが望まれる。また、そのような運用を行うためにも、敷金が入居時のまま据え置かれると金額が極めて少なくなる。 ・退去時の負担について、入居者への周知が必要である。	退去時に、住宅の修繕をしない退去者の敷金から入居者責任部分を差し引くシステムとし運用するようにしました。また、必要額が敷金を超えた場合は、退去者に請求するようしております。退去時の負担について、入居者へ周知しておりますが、尚色々な機会を通じて周知していきます。	報告書P119
意見	18	収納手続きを検討の上、福祉課とも連携し、生活保護受給者の扶助費は直接収納を原則に実施するべきである。 直接収納を実施しない場合には、家賃の支払いの有無を確認のう	現在、生活保護受給者の住宅扶助費は滞納者については直接収納(住宅課による代理受領)を原則に実施しております。収入認定については、福祉課と相談しながら進めていきます。	報告書P121

区分	番号	監査の結果・意見	措置及び対応状況	備考
		え、支払われていない場合は収入認定を行うべきである。		
意見	19	現在、丸亀市住宅課では管理ソフトの入れ替えを検討している。管理票の電算化を含め、現状に合わせた規定改定が望まれる。	管理ソフトの入れ替えに伴い、管理票の電算化を検討いたします。また、電算化に合わせた規定改定もあわせて検討いたします。	報告書 P 126
意見	20	<p>減免の項でも記載したが、何らかの理由で生活に困窮し、住宅費が払えないのであれば、生活保護の受給や家賃の減免を考慮する必要がある。</p> <p>それ以外は、支払い能力があるにもかかわらず支払わないということになる。</p> <p>例えば、所得はあるが借金も多く、住宅費が支払えない、というようなケースもあると思われるが、市営住宅でなければ当然に退去を求められる。</p> <p>借金のために住宅費も払えない状態であれば、自己破産などの手続きをとるべきである。住宅に困窮する理由がパチンコ代で使ってしまうとか、払いたくないから払わない、というような住民まで保護する必要はない。</p> <p>丸亀市の滞納状況を見ると、一部ずつでも入金しないで居座るような悪質な入居者の数は限られている。市の福祉の枠組みを悪用して生活する入居者に対しては、コストがかかっても、定められた手続きにのっとり、きちんと対処してゆくことで、市が甘くみられることがなくなり、このような入居者が減少する効果も期待でき、市民に対しても説明が可能な市営住宅運営となる。</p>	市の福祉の枠組みを悪用して生活する入居者に対しては、コストがかかっても、定められた手続きにのっとり、最終的には住宅からの強制退去も含めて対処してゆきたい。	報告書 P 126

区分	番号	監査の結果・意見	措置及び対応状況	備考
意見	21	<p>私債権回収に係る丸亀市方式の策定 規定作成に加え、丸亀市は、東京都江戸川区のように私債権の管理、回収全般に関する条例を制定して、かつ、市全体のすべての私債権の明細、管理状況、滞納状況を明らかにした上で、私債権の所管課がそれぞれ回収業務をばらばらに行うというのではなく、私債権回収を専門に取り扱う係を設置すべきである。</p> <p>その上で、その私債権回収係が、丸亀市のすべての私債権につき私債権管理条例に基づき、法的措置の徹底化と債権放棄を駆使して滞納不良債権を全廃していくことが望まれる。</p> <p>なお、法的措置の徹底に当っては、私債権回収業務に精通した弁護士に債権回収を委託すべきである。</p> <p>以上の私債権回収に係る丸亀市方式を確立して、それを実行することにより、私債権の一元的管理及び回収による債権回収の効率性、実効性のアップ、回収業務の人的コストの削減、法的措置の徹底による私債権回収のコンプライアンスの実現、市民の納得が実現されると考える。</p>	<p>平成 20 年度中に、家賃等滞納者対策連絡会を開催し、私債権の管理、回収全般に関する協議をいたしたい。</p> <p>私債権回収に係る丸亀市方式の確立については、企画課および関係各課と協議していきたい。</p>	報告書 P 130
意見	22	<p>また、施設については、他の商業施設の入居を含め、入居者の利便性を高めるよう、今後の有効使用が望まれる。</p>	<p>施設の使用希望者がおりましたら、内容を精査し有効活用していきたい。</p>	報告書 P 131
意見	23	<p>賃借料だけを賄うまでの駐車場料金設定は、倍の 6 千円以上にする必要がある。駐車場料金の周辺相場と比較し、賃料値上げ水準の妥当性を検討するべきであったと思われる。</p>	<p>平成 20 年度より駐車場用地の賃借地をなくし、住宅地内に駐車場を整備しました。今後賃借料だけで賄う駐車場料金設定をする場合には、周辺相場と比較し料金を設定するよう検討します。</p>	報告書 P 133

区分	番号	監査の結果・意見	措置及び対応状況	備考
意見	24	<ul style="list-style-type: none"> ・悪質な違法占用に対処するマニュアル作成と実施が望ましい。 ・稼働率の低い駐車場は、他の公営住宅の入居者にも使用させるなど、有効利用を検討すべきである。 ・富士見団地には住民が管理している敷地外駐車場があり、駐車料金が2千円と市の使用料3千円よりも安く設定されており、統一と市による管理が望まれる。 ・全住宅均一の使用料は再考が望まれる。 ・駐車場の設置されていない市営住宅についても、駐車可能なスペースを限定し、許可車のみ駐車させることとするべきである。 <p>専用庭のある住宅でも、庭の使用方法が何に使っても自由ではないことを考えると、同様に捉え、駐車場としての使用許可(又は目的外使用許可)を原則とするべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・悪質な違法占用については、団地自治会や警察と協議しながら対応しています。 ・稼働率の低い駐車場に、他の公営住宅入居者の使用希望があれば、検討します。 ・富士見団地の住民が管理している敷地外駐車場は、現在土地開発公社が管理しておりますが、道路工事予定地であることから、統一して市が管理していく予定です。 ・現在のところ、全住宅均一の使用料にて苦情等はありませんが、今後は検討する必要があると思われます。 ・駐車場の設置されていない市営住宅については実情を調査します。 	報告書P140
意見	25	<p>空家修繕の水準の再考と、チェックリストによる事前の修繕箇所の必要度合いを判定し、見積書とあわせて経済面からの検討も行ったうえで修繕承認を制度化することが望ましい。</p>	<p>国土交通省から平成19年12月27日付国住備第87号にて、公営住宅の適正な管理の観点から、計画的な修繕及び改善を進め、公営住宅の入居者の良好な居住環境の整備を図るよう特段の配慮をすることと、通達がありました。通達を受けた上で、経済面からも検討いたします。</p>	報告書P146
意見	26	<p>空家修繕工事の発注単位を再検討することが望まれる。</p>	<p>空家修繕工事は、その住宅への入居予定日が決まっているため、時間的な余裕がないので1戸ごとの発注としています。</p>	報告書P147
意見	27	<p>通常居住している間の修繕負担と、退去時の負担とを分けて記載することが望ましい。</p>	<p>指摘のとおり「住まいのしおり」を見直したい。</p>	報告書P148
意見	28	<p>修繕工事の特性から業者が集中していることは仕方ないとして、複数人で行うなどの方法により、価格の妥当性の検討が客観的に行われる必要はある。</p>	<p>市営住宅は、住民が日々生活しており緊急を要する修繕が多いため、複数の業者にて施工することは現実的に難しいと思われれますが、価格の妥当性については十分チェックいたしたい。</p>	報告書P150

区分	番号	監査の結果・意見	措置及び対応状況	備考
意見	29	<p>入札に関する事務に、規定化が望まれる事項がある。</p> <p>指名業者の選定過程をルール化し、記録を残すことが望ましい。</p> <p>同日に行われる入札の業者選定に付いてのルール化が望まれる。</p> <p>工事の分割に対して承認制度を設ける。</p> <p>少額の契約でも、見積り合わせを原則とする随意契約の契約方法の改善が望まれる。</p> <p>下請け比率、対象業者に関するルール化が望まれる。</p>	<p>入札に関する事務のルールを整備していきます。一部については、すでに実施している項目もあるが、財政課とも協議しながら善処してまいりたい。</p>	報告書 P 155
意見	30	<p>現在はそれぞれの部署で管理されている空地や低利用地の管理状況を確認し、将来問題となる可能性のある使用状況になっていないかを確認することが望ましい。</p>	<p>市営住宅を除却した跡地については、基本的には普通財産に移管し、市全体として利用できる方向にもっていきたい。</p>	報告書 P 160
意見	31	<p>市営住宅の用途廃止を検討する場合、廃止後の用途も合わせて検討することが望ましい。これには、市全体の資産の利用状況を考えた上で検討されることが必要である。そのためには、担当部署である住宅課だけでなく、管財課などを含めた検討委員会のような組織の組成を検討することも必要と思われる。</p> <p>決定から廃止までの速度も重要であり、特に家賃を滞納したり、無断で増築をするなど、条例の規定に違反している問題のある入居者に対しては厳格に対処することが必要と思われる。</p>	<p>市全体の資産を有効利用するために、庶務課などを含め検討します。</p> <p>条例の規定に違反している問題のある入居者に対しては、損害金を徴収する等厳格に対処していきます。</p>	報告書 P 162
意見	32	<p>規程上は、15 日以上住宅を空ける場合には、理由と期間などを記入した届出書の提出を求めているが、生活スタイルの変化や高齢化等による入院・入所の増加等に対応した制度ではない。</p> <p>実態にあった規程への見直しと、長期間の留守に対する対応の厳格化、また高齢等による入院・入所者に対する対応や、独居すること自体の判断をどうするか、などについて、福祉部署と協力する部分の検</p>	<p>様々な理由と期間が想定されるため、ルール化することは難しいと思われませんが、個々の状態を十分把握した上で対応してまいりたい。</p>	報告書 P 162

区分	番号	監査の結果・意見	措置及び対応状況	備考
		討を行い、ルール化することが必要と思われる。		
意見	33	<p>月ごとの納付書により納付されるので、滞納している場合、使用された納付書の月の入金があったとみなされる。このため、滞納している債務者が最近の納付書を使って納付すると、古い債権が残る場合がある。</p> <p>時効の関連もあり、どの納付書を使用したかにかかわらず、古いものから納付されるという規程とすることが望ましい。また、延滞利息も記載すると、延滞利息がかかる古い債権から支払うというインセンティブになる。</p>	住宅新築資金貸付金に係る意見であるため、人権課の回答を参照。	報告書 P 167
意見	34	<p>このような場合には、死亡日3か月経過後に、家庭裁判所に相続人が相続放棄をしているのか否かの照合を行うことが必要である。その上で、当該不動産の固定資産評価額と設定された抵当権の有無等を確認の上、法的手続を執ることを検討が望ましい。</p>	住宅新築資金貸付金に係る意見であるため、人権課の回答を参照。	報告書 P 167

区分	番号	監査の結果・意見	措置及び対応状況	備考
結果	1	<p>契約及び規程上は、滞納の場合の延滞利息(10.9%)の定めがあるが、催告の段階から記載されておらず、請求・収納された実績は残されていない。</p> <p>回収可能性が期待できず、実効性がないことから実施されていないが、規程にある以上、請求するか、請求しない場合は延滞利息を請求しない理由を記載するようになる必要がある。</p>	<p>催告書の様式変更</p> <p>催告書に延滞利息を請求する旨の文書、その根拠となる規定の記載を追加した。</p> <p>また、延滞利息を請求しない場合は、備考欄を設け、その理由を(面談し計画通りに返済している等)記載する。</p>	報告書 P 167
結果	2	<p>催告書を送付するだけでなく、現状と支払いの意思を確認する必要がある</p>	<p>地域の関係者や関係団体と協議し、本人と接触が図れるよう協力を仰いでいる。</p> <p>また、債務があることを本人に確認させるため、催告書を送る際に債務承認書も添付し提出させた。</p>	報告書 P 168

区分	番号	監査の結果・意見	措置及び対応状況	備考
意見	1	<p>月ごとの納付書により納付されるので、滞納している場合、使用された納付書の月の入金があったとみなされる。このため、滞納している債務者が最近の納付書を使って納付すると、古い債権が残る場合がある。</p> <p>時効の関連もあり、どの納付書を使用したかにかかわらず、古いものから納付されるという規定とすることが望ましい。また、延滞利息も記載すると、延滞利息がかかる古い債権から支払うというインセンティブになる。</p>	<p>返済者に対しては、納付書を渡す時に古いものから納付するよう指導する。また、納付書に支払う順番を記載しておく。納付書送付する際は、添書をつける。</p> <p>新しいものから納付された場合は誤納とみなし、返済者に確認し、古い債務に充当する。また、差し替えた納付書と充当通知書を送付する。</p>	報告書 P 167
意見	2	<p>このような場合には、死亡日 3 か月経過後に、家庭裁判所に相続人が相続放棄をしているのか否かの照合を行うことが必要である。</p> <p>その上で、当該不動産の固定資産評価額と設定された抵当権の有無等を確認の上、法的手続きを執ることの検討が望ましい。</p> <p>具体的には、住宅新築資金貸付金は、後述するとおり、いわゆる私債権であり、地方税の滞納処分の例により強制徴収できる強制徴収公債権(地方自治法第 231 条の 3 条 3 項)ではないので、訴訟提起又は督促手続により判決(債務名義)を取得して、その後、強制執行手続に移行することになる。</p> <p>なお、地方自治体の債権(同法第 240 条第 1 項)のうち、例えば、母子寡婦福祉資金貸付金や地域改善対策高等学校等奨学資金貸付金等といった生活困窮者に対する貸付金は本来的に返済が滞った場合には回収が事実上困難な債権ではあるが、住宅新築資金貸付金は少なくとも一定の不動産と一定に収入が存在しており、本来的には回収可能な債権であるのであるから、不動産登記簿謄本の定期的な調査、相続放棄の有無の調査、債務名義の取得等といった債権回収のための最低限の手段は講じておくべきである。</p>	<p>債務者が死亡した場合は、3 か月経過後に家庭裁判所や法務局等で相続放棄の有無の調査を行うよう徹底する。</p> <p>今回の場合、確認した結果、相続放棄はしていなかった。</p> <p>滞納者に関しては、毎年登記簿謄本の定期的な調査を行い、現状を把握しておく。</p>	報告書 P 167

区分	番号	監査の結果・意見	措置及び対応状況	備考
意見	1	このような理由から、減免事務にあたっては特に、生活保護の担当部署を中心に、必要と思われる福祉部署との連携が望まれる。	家賃の減免事務にあたっては住宅課の決定事項のため、もし、被保護世帯への減免処置が無くなれば住宅扶助費への必要な処置を実施したい。	報告書 P 94
意見	2	収納手続きを検討の上、福祉課とも連携し、生活保護受給者の扶助費は直接収納を原則に実施すべきである。 直接収納を実施しない場合には、家賃の支払の有無を確認のうえ、支払われていない場合には収入認定を行うべきである。	代理納付については、住宅課と十分協議したい。 また、家賃を未納した被保護世帯には、保護担当部署より納付の指導を行い、それでも未納が発生する場合は、香川県保護担当部署と当該家賃を支給しないことを検討したい。	報告書 P 121